

## 財政局契約第二課の印刷発注における「公募型見積合せ参加登録」について

平素から、横浜市の入札・契約事務に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

財政局契約第二課では、10万円以上160万円以下の印刷発注において、横浜市公募型見積合せ実施要綱に基づき「公募型見積合せ」を実施しています。

「公募型見積合せ」に参加を希望される方については、「公募型見積合せ参加登録」の申請をしていただく必要があります（一部案件を除きます）。

### 1 対象事業者、受付期間

対象事業者	受付期間
新規に登録される方	随時
現在「公募型見積合せ参加登録」が認められている方で、 <u>平成27年1月以降</u> に「公募型見積合せ参加登録」の更新手続きをされていない方	平成29年2月28日午後5時まで ※上記期間までに「公募型見積合せ参加登録」の更新手続きが行われない場合、平成29年4月1日以降の「公募型見積合せ参加登録」の更新はされません。
現在「公募型見積合せ参加登録」が認められている方で、「登録種目、登録希望順位及び機械設備等に変更があった方」	随時
現在「公募型見積合せ参加登録」が認められている方で、「新たな種目に参加を希望する方」	随時
現在「公募型見積合せ参加登録」が認められている方で、平成27年1月以降に「公募型見積合せ参加登録」の更新手続きをされた方	随時 ※書類の提出は任意となりますが、最新の登録状況を把握するため、更新手続きの御協力をお願いします。

### 2 公募型見積合せ参加登録対象種目、所在地区分及び希望順位

対象種目	登録対象所在地区分及び希望順位
101 オフセット印刷	市内第1位
102 端物印刷	市内第1位
103 軽印刷	市内第1位
104 フォーム印刷	市内第1位から第3位まで
106 製本	市内第1位から第3位まで
107 青焼・複写	市内第1位から第3位まで
108 特殊印刷	市内第1位から第3位まで
111 封筒印刷	市内第1位及び第2位

### 3 公募型見積合せ参加登録に必須の機材

対象種目	必須の機材（リース可）
101 オフセット印刷	4色機以上の印刷機
104 フォーム印刷	フォーム印刷機
107 青焼・複写	複写機
102 端物印刷 103 軽印刷 108 特殊印刷 111 封筒印刷	印刷機（オンデマンド印刷機を除く）

### 4 公募型見積合せ参加登録の手続きについて

以下の提出書類を財政局契約第二課へ御提出ください。

公募型見積合せ参加登録にあたってはそれぞれの種目において、案件を履行するための必要な印刷機等の保有を要件としており、履行実績や機械器具等を確認しています。登録が認められた方には、公募型見積合せ参加登録通知書を交付します。

種目ごとの登録状況を更に精査するため、原則実態調査により機械器具等の保有状況を確認させていただきます。なお、登録後も機械器具等の保有状況を確認するために実態調査を行うことがあります。

「平成27年1月以降に公募型見積合せ参加登録の更新手続きをされていない方」で、平成29年2月28日までに更新手続きが行われない場合は、平成29年4月1日以降の公募型見積合せ参加登録は更新されませんので、必ずお手続きをお願いします。受付期間終了後に、再度公募型見積合せ参加登録に登録を希望される方は、改めて申請が必要です。

#### (1) 提出書類

- ア 公募型見積合せ参加登録申請書
- イ 納入（製造）実績調書
- ウ 設備等一覧表
- エ 償却資産申告書及び種類別明細書（増加資産・全資産）の写し（直近に申告したもの）等、ウの設備を確認できるもの

※ア、イ、ウの様式については横浜市ホームページ「ヨコハマ・入札のとびら」の下記URLからダウンロードしてください。

<http://keiyaku.city.yokohama.lg.jp/epco/servlet/p?job=DownloadList>

#### (2) 提出方法

直接持参又は郵送となります。書類を郵送される場合は、書類提出前に財政局契約部契約第二課印刷担当へ御連絡ください。

問合せ先：財政局契約第二課  
印刷担当  
Tel671-2249